

## 呉川町 8 番 15 他 4 筆 教会

### □ 計画地周辺のまちなみ

計画地周辺は、呉川町の北東に位置し、北側に 43 号線、東に宮川、西に中央線で囲まれた地域である。戸建ての住宅を中心としたまちなみであるが、国道 43 号線の側道および中央線沿いには小規模の店舗が建ち並んでいる。特に中央線沿いには飲食店や、コンビニ等の店舗があり、その利用者も多い。また国道 43 号線と中央線の交差点の北西部には県立芦屋高等学校が位置していることもあり、中央線沿いは特に通勤通学時間の人の往来が多く、中央線沿いについては賑わいのある通りとなっている。一方で、国道 43 号線とその側道部分には防音壁が設置してあるため、特に東部から車で国道 43 号線を通行する際に計画地周辺のまちなみを直接望むことは難しくなっている。

### <計画地の基本条件>

計画地は第一種住居専用地域、第 3 種高度地区に指定されている。北側で国道 43 号線に、東側で市道（幅員約 4m）に接している。周辺は戸建て住宅を中心とした住宅地だが、北側が国道 43 号線に接道しているため車及び自転車等の往来が多い。南側には戸建ての住宅が建ち並んでおり、計画地はその北側に位置するため、採光についての配慮はそれほど必要としないが、隣地との敷地については圧迫感を与えないよう、一定の配慮が必要である。

計画地の約 100m 西側には国道 43 号線と中央線の交差点があり、北側から進入する際、周辺建物の間口と比べて計画地の東西方向の間口が広く、計画地はアイストップなるため、まちなみの景観を向上させるよう配慮した計画が求められる。

計画地は、元々企業の事業所として利用されており、街路樹や市所有の緑地帯があるが、北側には国道 43 号線、そして阪神高速道路の存在により全体としては無機質な印象を与えている。エントランス、駐車場を計画する際には、周辺の景観を向上させる配置とし、また、十分な修景植栽が求められる。

### □ 周辺および地域のコンテキストに基づき配慮すること

- \* 計画地の北西部分についてはアイストップとなるため、壁面デザインと植栽とを組み合わせ、シンボルツリーを配置するなど、まちなみの景観のポイントとなるよう計画すること。
- \* 植栽計画はいろんな樹種を組み合わせたものとし、周辺景観にうらおいを与える計画とすること。
- \* 壁面の色彩および窓やシンボル等の配置については周辺景観を向上させるよう工夫し、けばけばしく無いものとする。昼間だけではなく、夜間においても周辺に与える景観の影響も考慮したデザインとすること。
- \* 接道部および隣地との境界部分は、塀等の閉鎖的なものの使用は避け、防犯やプライバシーの保護に配慮しつつもできるだけ開放感のある形態で植栽との組み合わせによるものとする。
- \* 屋上に設備等を配置する場合は周囲から見えないよう工夫すること。